

第1回オンライン説明会（6月6日）Q & A

| No. | 分類        | 質問                                                         | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-1 | 説明会       | 助成金の交付申請受付が7月1日に開始されるのに、義務化の説明会が7月以降に予定されているのはおかしいのではないかと。 | 説明会の開催日は都道府県と調整し決定しておりますが、6月中の開催では調整がつかず、7月に回った都道府県もあるものと承知しております。なお、水産庁が実施する補助金の交付申請の期間は7月1日から8月31日まで設けられており、先着順で締め切られるものではありません。また、6月には全体説明会をオンラインで6回開催しますので、こちらの説明会の参加をご検討いただくとともに、当日参加できない場合には、後日、国土交通省HPに掲載する全体説明会の動画の視聴をご検討ください。                                                 |
| 1-2 | 説明会       | 今後開催される11日、13日の説明会は、内容的に大きな違いがあるか。                         | 水温に応じて適用できない「救命いかだ等の搭載を要しない方法」があることから、全国を水温に応じて3ブロックに分けて、ブロックごとに説明会を開催しています。「救命いかだ等の搭載を要しない方法」以外は各回で同じ説明となりますので、その点をご注意いただき、11日、13日の説明会に参加することは可能です。なお、当日参加できない場合に備えて、後日、全体説明会の動画を国土交通省HPに掲載します。                                                                                       |
| 2   | 支援事業（補助金） | 支援事業（補助金）に係るQ&Aについては、後日追加掲載させていただきます。                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3-1 | 義務化全般     | 遊漁船で救命いかだが必要となるような事故は年間何件程度起きているのか。                        | 海上保安庁が公表している「令和6年 海難の現況と対策」によると、過去5年間での遊漁船の転覆、浸水等を含めた船舶事故件数の平均は82件/年であり、状況に応じ、退船する場合に救命いかだ等を使用いただくことになります。                                                                                                                                                                             |
| 3-2 | 義務化全般     | 今後、義務化予定である安全設備の要件が緩和される可能性はあるか。                           | 遊漁船については、現時点で義務化されておらず、今後パブリックコメント等の手続きを経て義務化する予定ですが、義務化の内容は、国交省説明資料2ページの遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会において、全国の遊漁船事業者に委員として参加いただき、とりまとめた内容であり、国土交通省としては資料の内容に基づき義務化を考えているところです。                                                                                                                   |
| 3-3 | 義務化全般     | 遊漁船への義務の適用日はいつ頃になるか。実際に搭載が必要となるまでのスケジュールを教えてください。          | 遊漁船への義務の適用日については、水産庁の補助事業の状況等も踏まえて、今後検討させていただきます。なお、すでに適用日を決定している旅客船について、規則の公布から施行まで半年程度の期間を空けており、また、現存船には一定の経過措置を設けております。遊漁船についても、旅客船を参考にしたスケジュールの設定を考えています。                                                                                                                          |
| 3-4 | 義務化全般     | 船舶検査証書の航行区域欄に「沿海区域」と記載があり、その下にただし書きがあれば、「限定沿海」に該当するか。      | 「沿海区域」の下にただし書きがある場合、多くの場合「限定沿海」に該当しますが、一部該当しない場合がありますので、最寄りの検査機関へご相談ください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。                                                                                                                                                                             |
| 3-5 | 義務化全般     | 国交省説明資料で、「限定沿海」という記載と「2時間限定沿海」という記載は同義か。                   | 「限定沿海」と「2時間限定沿海」は同義です。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4-1 | 法定無線設備    | 業務用無線設備には所定の規格があるか。                                        | 業務用無線設備については、電波法に基づき総務省の技術基準適合証明等を受けている必要があります。該当する設備のリストは国土交通省HP（ <a href="https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001893056.pdf">https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001893056.pdf</a> ）に掲載しております。リストに掲載されていない製品の購入を検討される場合、予め最寄りの検査機関へご相談ください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。 |

|     |            |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4-2 | 法定無線設備     | 漁業協同組合の海岸局は漁業用の通信しかできないので、遊漁船は使用できないのではないか。また、遊漁船業用の海岸局をつくる予定はないのか。                             | 電波法の免許状に遊漁船等の通信に関する項目を追記すれば、遊漁船も海岸局を使用できることを総務省に確認しています。また、漁業協同組合の海岸局の免許状に追記しても問題ないことを総務省・水産庁に確認しています。<br>法定無線設備として、業務用無線設備または衛星電話の搭載を求めています。なお、衛星電話は海岸局の設置が不要となります。                                                                                              |
| 4-3 | 法定無線設備     | 業務用無線は、固定局でなければならないか、ハンディタイプは認められるのか。                                                           | 業務用無線設備は、ハンディタイプも認められます。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4-4 | 法定無線設備     | 漁業協同組合の海岸局は昼間しか受信できないが、海上保安庁は24時間受信するので、国際VHFのch16（遭難通信）を活用した方が適切ではないか。また、国において海岸局を設置する予定はないのか。 | 法定無線設備は、緊急時だけでなく緊急時に至る前から陸上の適切な支援を受けることができるよう、陸上施設との確実な連絡手段を確保いただく必要があります。そのため、海上保安庁以外の陸上施設と連絡できるよう、海岸局を設置する必要があります。なお、衛星電話は海岸局の設置が不要となります。                                                                                                                       |
| 4-5 | 法定無線設備     | マリンVHFで海上保安庁と通信できるが、海岸局の登録は必要か。                                                                 | 法定無線設備は、緊急時だけでなく緊急時に至る前から陸上の適切な支援を受けることができるよう、陸上施設との確実な連絡手段を確保いただく必要があります。そのため、海上保安庁以外の陸上施設と連絡できるよう、海岸局を設置する必要があります。                                                                                                                                              |
| 4-6 | 法定無線設備     | 海岸局の開局時間以外に遊漁船業を行う際は衛星電話が必要となるのか。                                                               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4-7 | 法定無線設備     | ブリペイド式の衛星電話も法定無線設備として認められるのか。                                                                   | ブリペイド方式の衛星電話も法定無線設備として認められます。ただし、運航中、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うために必要となるブリペイドの残高と有効期間が切れていないことを船舶所有者の責任において管理することに注意してください。                                                                                                                                          |
| 4-8 | 法定無線設備     | スターリンク等の低軌道衛星を利用して通信できる携帯電話は法定無線設備として認められないのか。                                                  | 今年4月、一部の通信キャリアが低軌道衛星と携帯電話との直接通信によるテキスト通信サービスを提供開始したと承知しています。しかしながら、本通信サービスは、現時点において、文字情報を送受信する手段であり、無線電話のような音声通信ができないことから、法定無線設備として認められません。                                                                                                                       |
| 4-9 | 法定無線設備     | 無線施設免除申請書は船舶検査時に提出すればよいのか。                                                                      | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5-1 | 非常用位置等発信装置 | DSC機能（ディストレスボタン）のついた無線機は、なぜ非常用位置等発信装置として認められないのか。                                               | 非常用位置等発信装置は、海難発生時、自船の情報を自動で直接海上保安庁へ送信することができることを求めている一方、DSC機能のついた無線機は、海上保安庁へ自動で直接送信する機能を有しないため、非常用位置等発信装置として認められません。                                                                                                                                              |
| 5-2 | 非常用位置等発信装置 | 非常用位置等発信装置として認められるAISには所定の規格があるのか。                                                              | AIS（簡易型AISを含む）については、電波法に基づき総務省の技術基準適合証明等を受けている必要があります。該当する設備のリストは国土交通省HP<br>( <a href="https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001893274.pdf">https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001893274.pdf</a> ) に掲載しております。リストに掲載されていない製品の購入を検討される場合、予め最寄りの検査機関へご相談ください。 |
| 5-3 | 非常用位置等発信装置 | AIS設置船舶が相当数増加する事が予測されるが、海上交通センターの管理体制や大型船の航行に支障は出ないのか。                                          | 非常用位置等発信装置の義務化については、海上保安庁も承知しており、支障ありません。                                                                                                                                                                                                                         |
| 5-4 | 非常用位置等発信装置 | 非常用位置等発信装置を搭載してもスイッチを入れなければ意味がないので、適切に動作することも義務化にすべきではないか。                                      | 緊急時に電源を入れることができない場合もあるため、常に電源を入れた状態で航行することが望ましいと考えております。                                                                                                                                                                                                          |

|     |                      |                                                                                    |                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-1 | 救命いかだ等               | 長さ24フィートで最大とう載人員8人の船舶の場合、救命いかだ等をどのように搭載すればよいか。                                     | 救命いかだ等の搭載位置については、船舶の復原性を確認する必要がありますので、図面等を用意いただき、最寄りの検査機関へご相談ください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。                                                                                                      |
| 6-2 | 救命いかだ等               | 救命いかだ等の搭載方法について、相談先は検査機関でよいか。                                                      | 救命いかだ等の搭載方法や、救命いかだ等の搭載を要しない方法の活用方法について、ご不明な点は最寄りの検査機関へご相談ください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。                                                                                                          |
| 6-3 | 救命いかだ等               | 救命いかだ等には認定マークが付与されていないといけないのか。                                                     | 救命いかだ等について、管海官庁又はJCI等の予備検査又は型式承認（検定）に合格したものが対象です。                                                                                                                                                        |
| 6-4 | 救命いかだ等               | 現在2社の救命いかだ等の製品が認められているが、他社製品も認めてほしい。                                               | 船舶に搭載する救命いかだ等は、船舶安全法に基づき国土交通省の定めた基準に適合していることを確認するため、検査等を受ける必要があります。<br>現時点で2社の製品が検査等を受け基準に適合していることの確認を受けていますが、他社のものであっても、同様に検査等を受け、当該基準に適合していることの確認を受けることで、船舶に搭載することは可能です。                               |
| 6-5 | 救命いかだ等               | 救命いかだ等の価格の相場を教えてください。                                                              | 国交省説明資料61ページに費用の一例を掲載しております。                                                                                                                                                                             |
| 6-6 | 救命いかだ等               | 国交省説明資料12ページによると、6、8、12人用の救命いかだ等の製品が開発済みのようだが、9、10人用の救命いかだ等の製品が今後開発される可能性はあるか。     | ニーズがあることをメーカーへお伝えさせていただきますが、開発するかどうかについてはメーカーの判断となります。                                                                                                                                                   |
| 6-7 | 救命いかだ等               | JCIから、乗客1人につき重さ5kg以上の荷物がある場合は旅客定員を減らすよう指導されるが、救命いかだを搭載した場合は、重さに応じて旅客定員を減らす必要があるのか。 | 救命いかだの設置については、船舶に当該いかだを設置した後再度、復原性及び搭載場所の確認が必要となります。その結果、最大とう載人員が減ることもありますが、これは船舶検査の中で確認することとなります。他方、旅客が5kg以上の手荷物を搭載することによる最大とう載人員を減らす要件は、実際に旅客が持ち込む一定重量以上の手荷物が復原性に与える影響を考慮して最大とう載人員を減ずるものであり、別のものとなります。 |
| 6-8 | 救命いかだ等               | バック式の救命いかだ等は携行性が有るので、複数の事業者で共同使用できるように検討できないか。                                     | いかだの共同所有にかかわらず、バック式の救命いかだの場合、船舶に搭載又は下ろす度に船舶検査により確認を行う必要があります。                                                                                                                                            |
| 6-9 | 救命いかだ等               | 航行区域の水温は、国交省説明資料26ページのQRコードで確認すればよいか。                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                               |
| 7-1 | 救命いかだ等の搭載を要しない方法（全般） | 救命いかだ等の搭載を要しない方法を選択する場合、船舶検査時に検査機関に自ら申告すればよいか。また、その申告したことは船舶検査証書に記載されるのか。          | 適用日を迎えて最初の定期検査の際、検査機関へ申告書等を提出いただきます。船舶検査手帳に救命いかだ等の搭載を要しない方法を申告していることが記載されます。また、船舶検査証書には選択された特例に応じて特定の条件が記載されます。救命いかだ等の搭載を要しない方法を適用する際の検査の流れについては、国交省説明資料35ページ以降もご参照ください。                                 |
| 7-2 | 救命いかだ等の搭載を要しない方法（全般） | 沿海区域の船舶では、救命いかだ等の搭載を要しない方法を適用することは困難ではないか。                                         | 救命いかだ等の搭載を要しない方法については、航行区域に応じた適用可否はございません。<br>例えば、救助船は国交省説明資料32ページ、伴走船は国交省説明資料28ページの要件を満たせば沿海区域の船舶でも適用可能であり、救助船が一定の時間内で到着できる水域の範囲内で船団が合流し、そこから船団操業（伴走船を伴い航行）するような複数の方法を組み合わせることも可能です。                    |
| 7-3 | 救命いかだ等の搭載を要しない方法（全般） | 救命いかだ等の購入費用等も踏まえると、水温が高い海域を航行する事業者と低い海域を航行する事業者者に課せられる負担に格差があり不公平である。              | 低体温症の知見を有する医師等を含めた有識者による検討の結果を踏まえて、一定の水温を下回る水域を航行する船舶の場合、水中ではなく水上で救助を待つ必要があることから、救命いかだ等が義務化されています。なお、一定の水温については、水温20℃が閾値として設定されています。                                                                     |

|      |                   |                                                                                      |                                                                                                                                                                |
|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7-4  | 救命いかだ等の搭載を要しない方法① | 救命いかだ等の搭載を要しない方法①「一定の水温を上回る時期のみの航行」を適用する場合、業務期間を変更した業務規程を船舶検査時に提出する必要があるか。           | 「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を適用する場合、船舶検査の際は申告書を検査機関に提出いただきますが、遊漁船業の適正化に関する法律（遊適法）第11条に基づき作成する業務規程を検査機関に提出する必要はありません。<br>ただし、遊漁船として営業しない時期がある場合は、その旨を業務規程に反映いただくようお願いします。 |
| 7-5  | 救命いかだ等の搭載を要しない方法① | 当日に測定した水温が一定の水温を上回った場合は営業可能か。                                                        | 救命いかだ等の義務の適用の要否は、当日の水温の実測値ではなく、国土交通省が公表する海域早見図（国交省説明資料26ページ参照）に記載された日付に基づきなされる必要があります。                                                                         |
| 7-6  | 救命いかだ等の搭載を要しない方法② | 救命いかだ等の搭載を要しない方法②「伴走船と航行」を適用する場合、具体的にはどのような書類を提出する必要があるか。                            | 国交省説明資料37ページに手続きの流れを掲載しております。本船と伴走して航行する伴走船については38ページの「認定願い」を、本船は39ページの「申告書」を検査機関に提出いただくこととなります。                                                               |
| 7-7  | 救命いかだ等の搭載を要しない方法② | 救命いかだ等の搭載を要しない方法②「伴走船と航行」において、最大4隻までしか船団の僚船が認められない理由を教えてください。                        | 海上保安庁や専門家等の検討の結果、事故を起こした1隻に対し救助のために近づくことができるのは3隻が限界とされたことから、相互に救助できる船団の最小単位として4隻を上限としています。                                                                     |
| 7-8  | 救命いかだ等の搭載を要しない方法③ | 救命いかだ等の搭載を要しない方法③「救助船を配備」において、救助船と契約書などを取り交わす必要はあるか。                                 | 船舶検査の際、契約書の提出を求めることは予定していません。<br>申告する船舶所有者自ら、救助船を配備することを申告書に記載いただくこととなります。                                                                                     |
| 7-9  | 救命いかだ等の搭載を要しない方法③ | 漁協等が、輪番制で待機する場合、救助船の要件を満たすか。                                                         | 輪番制で待機する場合、そのすべての船舶を申告書に記載いただければ、救助船とすることが可能です。                                                                                                                |
| 7-10 | 救命いかだ等の搭載を要しない方法③ | 到着時間5分以内とは、救助場所に到着できる時間を指すのか。                                                        | 本船が出航している条件下において、救助船が5分以内に救助場所に到着できることを指します。                                                                                                                   |
| 7-11 | 救命いかだ等の搭載を要しない方法④ | 救命いかだ等の搭載を要しない方法④「船内に浸水しない構造」において、国交省資料13ページの「不沈性及び安定性を有する構造」とは具体的にはどのような構造の船舶を指すのか。 | 国交省説明資料33ページの記載もご参照いただき、ご自身の船舶が当該構造を有するかについては、建造した造船所や、最寄りの検査機関へご相談ください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。                                                      |
| 7-12 | 救命いかだ等の搭載を要しない方法⑤ | 救命いかだ等の搭載を要しない方法⑤「母港から5海里以内の航行」において、母港ではなく近くの港から5海里以内を航行する場合に適用することは可能か。             | 母港は、必ずしも船舶検査証書上の船籍港又は定係港と同一である必要はありませんが、予め、1つの港を母港として指定し船舶検査の際に申告していただく必要があります。                                                                                |